



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2016年12月26日

声 明

公益社団法人 自由人権協会

代表理事 喜田村洋一

同 紙谷雅子

同 芹澤 齋

同 升 味 佐江子

- 1 東京都情報公開・個人情報保護審議会では、東京都情報公開条例（以下「都条例」という。）の対象文書とされてきた「東京都を当事者とする訴訟記録」を、その対象文書から除外することが検討されている。

都条例18条1項は、「法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書…については、公文書の開示をしないものとする。」と定めている。東京都を当事者とする訴訟記録は、民事訴訟法91条に基づき、閲覧、謄写、正本等の交付（以下「閲覧等」という。なお、当事者及び利害関係を有する第三者以外の者は、閲覧をなし得るにとどまる。）を行うことができるところ、これまでは、都条例18条1項の「法令…の規定による閲覧」等の対象となる公文書には該当しないとの解釈の下に、都条例による開示の対象とされてきた。ところが、この解釈又は運用を変更し、都条例18条1項を訴訟記録について適用する、あるいは、都条例を改正することにより、訴訟記録を都条例による開示の対象外とすべきとする議論がなされている。

しかし、以下のとおり、訴訟記録を開示の対象外とすることには何ら合理性がなく、行われるべきではない。

- 2 そもそも、民事訴訟法における訴訟記録の閲覧等の制度と情報公開制度は、前者は民事法ないし裁判法、後者は行政法という異なる根拠法規に基づくも

のであり、それぞれの制度趣旨は別個であり、また、それぞれの開示の要件も異なる。よって、対象文書が同一であるという一事をもって、一方の制度で開示されているから他方の制度では開示されなくてよいとすることに、全く合理性はない。

また、訴訟記録が都条例による開示の対象外とされれば、訴訟記録につき、情報公開制度の大きな趣旨の一つである、行政の市民に対する説明責任が果たされないことにもなる。たとえば、都が当該文書を保有していること自体を情報公開請求に応じて明らかにすべきこともあり得る。

同審議会において、訴訟記録を開示の対象外とする理由として、プライバシーの保護が挙げられている。しかし、この点は、個人情報に関する不開示事由の適用によって対応可能であり、国や各地方自治体でも同様の対応がなされている。

そもそも、都が保有する訴訟記録は、裁判所が保有する訴訟記録とすべての点において同一とは限らないから、同じ「公文書」であるとは必ずしもいえない。たとえば、都の保有する訴訟記録に裁判所には提出していない文書が含まれていることもあり得るし、また、仮に、ある文書の作成者、作成日及び内容が同一であったとしても、印紙、受付印、書き込みの有無及び内容が異なることもあり得る。

また、これまで、都条例18条1項により訴訟記録を開示の対象とする運用が定着しており、この運用は、都のみならず、同条項と同種の規定がある他の地方公共団体においても同様に行われている。

3 このように、訴訟記録は都条例における開示の対象外とされるべきではない。

なお、訴訟記録を開示の対象外とすることは、昨今、東京都が情報公開を重要な施策として表明し、情報公開の徹底を図っていることにも反するものであることを付言する。

以 上